

令和5年度盛岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和5年7月26日

## 1 目的

盛岡市（以下、「本市」という。）が企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を推進するため、制度の趣旨に照らし合わせ、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本事業に係る業務を委託するのに最も適した事業者を選定するため公募型プロポーザル方式で募集する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和5年度盛岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

### (2) 業務内容

別紙「令和5年度盛岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### (4) 提案上限額

寄附金額の10%（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、プロポーザル参加資格がない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続の開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこ

と。

- (4) 後述する提案書類の受付期間の最終日までに、市から受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税（法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと。

#### 4 提案書類

当プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2)及び(3)の書類は提出不要である。

- (1) 企画提案申込書（様式第1-1号） 6部（1部正本、5部副本（写し））

※ グループでの申請の場合、グループ申請構成書（様式第1-2号）を提出すること。

- (2) 提案資格を有していることを証明する書類（複写可） 1部

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）

イ 定款又は寄附行為等

（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

ウ 組織等に関する調書（様式第2号）

エ 申請する団体の役員等名簿（様式第3号）

オ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

オ-2 直近の盛岡市に納付すべき市民税（法人・個人）、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

※ 直近とは納付期限が到来しているものを指します。

オ-3 直近の法人税等又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第4号）

- (3) 企画提案書（任意様式） 6部

※企画提案書には次の内容について記載すること。

ア 寄附見込企業の開拓手段とその実績について

イ 本市の対象事業を寄附見込企業への周知手法について

ウ 本市の対象事業が寄附を受けやすくするための助言等の手法について

エ 本業務を確実に実行するための業務体制について

オ その他本業務を推進するうえで必要と思われる事項やその手法について

- (4) 事業予算書（様式第5号） 6部

※消費税及び地方消費税額を算出する場合の税率は10%として算出すること。

(5) 事業実績（様式第6号）

6部

※官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載すること。

(6) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ。任意様式。参考様式を参照） 6部

※ グループで申請する場合、(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。

※無効となる提案書類

次のアからカまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 所要経費が、提案上限額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

## 5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和5年8月1日（火）から8月25日（金）正午まで【必着】

受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、最終日となる8月25日は正午までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除くものとする。

また、郵送による提出の場合、8月24日（木）までに到達すること。

(2) 提出先

盛岡市庁舎別館8階（郵便番号020-8530 盛岡市内丸12番2号）

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

(3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

なお、郵送による提出の場合、提案書類到達の証明は提案者の責任において行うこと。

## 6 質問の受付及び回答

公募に関する質問がある場合は、質問票（様式A）により提出すること。

なお、口頭及び質問用紙によらない質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年8月1日（火）から8月8日（火）まで

(2) 質問方法

ア 電子メールによる。（送付先：後述の 担当部署のメールアドレス）

イ 電子メールの件名は、「令和5年度盛岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る質問票の送付について」等、公募されている内容が分かるように配慮すること。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和5年8月10日（木）までに、盛岡市公式ホームページに掲載し、公表する。なお、同趣旨の質問は、まとめて回答するものとする。ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問等については、質問者のみに回答します。

## 7 審査

(1) 審査方法

ア 審査は選考委員会により提出された書類の書類審査により実施する。  
 イ 選考委員会では(2) 審査項目及び採点基準に基づき評価を行い、各委員の点数の平均点が基準点である60点を超えたものを委託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び採点基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定します。

審査項目	配点 (A)
1 業務の遂行能力	15
他自治体における類似業務の受注実績	(15)
2 人員及び組織体制	20
業務を実施する上で十分な体制を有しているか。また進行管理体制は適切であるか。	(20)
3 事業計画	55
地域再生計画に掲載されている事業への助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか。	(20)
寄附見込企業に対する働きかけの方法が効果的かつ実現性のあるものとなっているか。	(20)
提案者独自のノウハウによる提案がされているか。	(15)
4 地域性	10
提案者の本店または支店等が本市にあるか。	(10)
合計	100

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表する。

## 8 企画提案の募集及び選定日程

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 公募の周知      | 7月26日(水)から            |
| (2) 質問の受付期間    | 8月1日(火)から8月8日(火)まで    |
| (3) 質問への回答(公表) | 8月10日(木)までに公表         |
| (4) 提案書類の受付期間  | 8月1日(火)から8月25日(金)正午まで |
| (5) 審査の実施      | 8月28日(月)(予定)          |
| (6) 審査結果通知・公表  | 8月29日(火)(予定)          |
| (7) 業務委託契約締結   | 9月1日(金)(予定)           |

## 9 契約

### (1) 契約締結の手続

ア 契約は、随意契約とし、委託契約を締結する。

イ 契約の内容となる仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等を基に作成するが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と各委託候補者との協議により提案内容を一部変更した上で、契約書を作成することがある。

### (2) 契約保証金

上記(1)のアの各々の者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則(昭和46年規則第33号)第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 10 留意事項

- (1) 提案者1者につき1提案とする。
- (2) 応募書類の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は、返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合がある。
- (4) 応募資料等は、盛岡市公式ホームページから電子ファイル(ワード、PDF形式)をダウンロードすること。
- (5) このプロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (6) 必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- (7) 参加申込書提出後に参加申し込みを取り下げる場合は、取下書(任意様式)を提出すること。

## 11 問い合わせ先

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室(担当:熊谷明悦(くまがいあきよし))

住所 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電話 019-613-8370(直通) ファックス 019-622-6211(代表)

電子メール toshisen@city.morioka.iwate.jp

